白井市障害者計画 2016-2025 中間見直し素案 新旧対照表【第4回会議用】

第3回(令和2年度第2回)白井市障害者計画等策定委員会で頂いたご意見等に基づき下表のとおり素案を修正しましたので改めて提案いたします。

意見要旨 1 緊急時の支援体制について①

第2回会議で提案したDWAT (緊急福祉支援チーム) について、福祉施設の相互援助組織のような形態で実施することになり、県から人材募集の通知が発出されている。本計画に入れるかどうかは別として、既にそういう動きは出てきている。

対	象箇	所	現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第	3	<u>3</u>	(記載なし)	(記載なし)	前回会議当日(9月14日)に県から「千
第 4 章	快	\sim			葉県災害福祉支援チーム設置運営要領
具	週 で	防災			案」が市にも届き、千葉県 DWAT の具体的
体 的	人に	• 防			な形態が把握できたところです。
具体的な取り組みの内容	快適で人にやさしいまちづ	防犯等対策の推進			今後千葉県 DWAT の受入れを行うこと
り組	しい	対策			については、まずは災害時における避難
みの	まち	の推			収容等の体制の中での位置付けを検討す
内容		進			る必要があるため、市が今年度進めてい
	くりの推進				る「白井市地域防災計画」(市民の生命、
(基本計画)	推進				身体及び財産を災害から保護するための
画	進				計画であって、災害予防、災害応急、災
					害復旧対策等の一連の防災活動について
					定める計画)の改訂作業の中で検討して
					いきます。

意見要旨 2 緊急時の支援体制について②

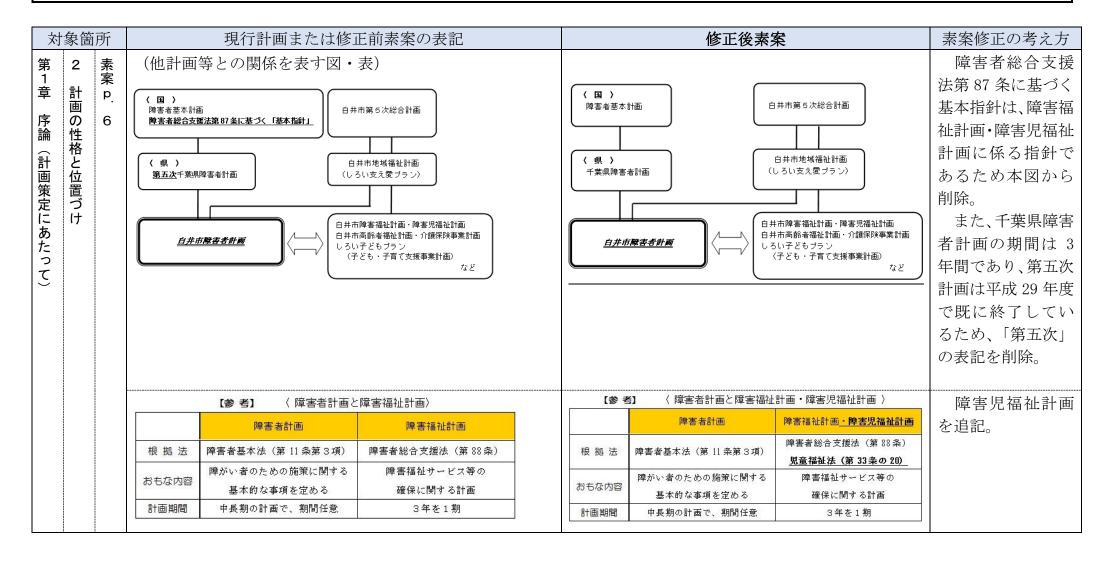
感染症が流行している中で災害が起きた場合を想定しているか。また、最近はアレルギーのある人が増えているので、災害時の備蓄・配給品についても、アレルギー情報を点字化するなどして表記できたらよいのではないか。

対象箇所	現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第4章 具体的な取り組みの内容(基本計画) 3 快適で人にやさしいまちづくりの推進 素質 1 6 2	≪主な取り組み≫③防災・防犯等対策の推進(通番84)麻策・事業 避難所における配	(通番84) ●施策・事業 避難所における配 慮の充実等 [重点取組非該当]	感染症流行時における災害発生や、避難所等における 食物アレルギーへの対応については、いずれも障がいの ない人にも関わりが深い課題であるため、これらも地域 防災計画の改訂作業の中で位置付けを検討します。 まず、感染症については、現行の地域防災計画では主 に発生予防のみを対象としているところですが、改訂後 は、避難収容活動に際しての新型コロナウイルス等感染 症への具体的な対策を盛り込むことを検討します。 次に、食物アレルギーへの対応については、現行の地 域防災計画では、市全体としての備蓄体制の中でのみ、 アレルギーに配慮した食料の備蓄に努めることを規定し ていましたが、改訂後は、要配慮者の安全確保及び避難 収容体制の整備に係る計画体系の中でもこれを位置付 け、「避難所又はその近傍で」の備蓄に努めることなど、 より一層の具体化を進めることを検討します。 また、配給食料のアレルギー情報に限らず、視覚障が い・聴覚障がいのある人への必要な情報の伝達など、避 難所における障がいの特性に応じた支援の実施について は、現行の地域防災計画に盛り込んでおりますが、本計 画においても、通番84に新たに加筆を行いました。

1
≪参考≫ 白井市地域防災計画の構成(現行)(要配慮者対策、
感染症対策、食料確保に関する節のみ抜粋)
第1編 総則
第2編 震災編
第1章 総則
第 2 章 震災予防計画
第6節 要配慮者の安全確保
第8節の避難収容体制の整備
第 10 節 備蓄体制の整備
第3章 震災応急対策計画
第 9 節 要配慮者対策
第 12 節 避難収容活動
第 14 節 食料・生活必需品対策
第4章 震災復旧計画
第3編 風水害編(章構成は第2編に準拠)

(その他の修正)

- ・合冊後のチェックで判明した表現、誤記等の追加修正
- ・第6章用語説明の更新 ※第6章におけるその他の追加資料(中間見直し時の障害者計画等策定委員名簿、中間見直しの策定経緯)は、資料1-2素案に掲載のとおりです。
- ・中間見直し対象外部分(第3章1~3項、第5章)も含めた最小限の用字等修正



	1.1 F	<i>kk</i> -r		マロ ノー・		## a +==		WTW ##		素案修正の考え方
	対象箇所 現行計画または修正前素案の表記 1 a 素 ■本市が把握している「難病等受給者証」所持者数(単位:人) ■							修正後素案		
第	1		素 案	■本市が把握して			■難病等受給者証	E所持者数(単位:人)		表の下部に出典
第 2 章	障	2	杀 p		特定医療費(指定 難病)	小児慢性特定疾病 医療費		特定医療費(指定 難病)	小児慢性特定疾病 医療費	を記しているため、
	が	難		平成 26 年度	美E1内) 368		平成 26 年度	表E1内) 368	 	タイトルにある「本
障 が	いの	海 等	1 3							市で把握している」
い	ある	難病等疾患者数		平成 27 年度	389	69	平成 27 年度	389	69	は削除。
の	1	忠者		平成 28 年度	398	66	平成 28 年度	398	66	
のある人の現状等	へ等の状況	数の		平成 29 年度	358	68	平成 29 年度	358	68	
 の	状	状況		平成 30 年度	342	67	平成 30 年度	342	67	
現	況	況		資料:印加	審健康福祉センター事	業年報(各年度末現在)	資料:印旛	健康福祉センター事業	(各年度末現在)	
 45										
第	2		素	(略)			(略)			差別等を受けた
第 2 章	ア]	案 p	療育手帳所持	寺者では、第1、2	位は前回と同じです	療育手帳所持	寺者では、第1、2년	立は前回と同じです	と感じる人が増え
	ン	現 在				見られたり、差別を			見られたり、差別を	た要因は当事者の
障 が	ケー	仕の	4							受止め方の問題だ
い	├	生		受けたりする」	が前回の 21.3%	から 25.5%に増えて	受けたりする」	が前回の 21.3%カ	ら 25.5%に増えて	という印象を与え
のある	調査結果の	の生活で困		第3位に入って	ており、 <u>差別解消法</u>	の施行等に伴う当事	第3位に入って	ており、 <u>今後の注</u> 社	見が必要な結果とな	
る人	結	困っ		者の意識変化な	が伺えます。		っています。			ここでの要因の考
るの	木の	て		(略)			(略)			察は避け、注視の必
の現状等	要占	い		(四日)						要性を述べるにと
等	从	るこ								どめた。
		٤								

	対象	:箇所			現	行計	画また	には修正	前素案	の表	記 記				1	多正後素	秦				素案修正の考え方
第 2	2		素案	問	主に	介助・	支援を	こしている	5人				問主に	介助・	支援を	している	3人				精神障がい者の平成 26 年
2 章	ア	3	楽 p		回答	年度	回答数	女(H31 難病	は内数)	合計	割合		回答	年度	回答数	(H31 難病	は内数)	合計	割合		度の回答のうち、選択肢「そ
暗	ンケ	身の	1		(m/s)		(略)	精神	(略)				(mb)		(略)	精神	(略)				の他」の回答数に誤りがあっ
障がい		回	8		(略)	 H26		2		14	2.0%		(略)	H26		2		15	2.0%		たため訂正。
いの	調	りの			その他	H31		3		15	2.6%		その他	H31		3		15 15	2.6%		15150011 1150
のある	査結	介助			(略)			•••					(略)								
一人	調査結果の要点				総数	H26	•••	<u>91</u>	•••	<u>685</u>			総数	H26	•••	<u>92</u>		<u>686</u>			
現	要	支 援			小心 女 父	H31		108		586			小心女人	H31		108		586			
の現状等	点	の状	}			 Л ні	——————————————————————————————————————	3 3						 Л ні	<u> </u>			۸ط،			五十00 左左の口佐仏状パ
"		状 況		問				こしている								している				Ī	平成 26 年度の回答総数が
					回答	年度	回答数	b(H31 難病	は内数)	合計	割合		回答	年度	回答数	(H31 難病	は内数)	合計	割合		前問と異なる理由を付記。
					(略)			(略)					(略)			(略)					
						H26				524				H26				524			
					総数	H31		•••		586			総数	H31				586			
													*平成 26 ⁴ 者を挙げた	<u>年度は、</u> 人のみ	<u>前間(</u> を対象)	<u>(主に介助</u> トレている	<u>・支援を</u> ため 回	してい	<u>る人)で</u> は前問 <i>】</i>	<u>で近親</u> レ一致	
													しません。	-	271380		<u> </u>		(W)(1)(N)	<u>- ~</u>	
			±	問	♠₩	. 本極	士,四,1	る上での	7月月日日 (海粉店	75~)		問 介助	· 字極	去。四月	 る上での	か問題((治(米))	コない		 難病患者の平成 26 年度の
			素 案]	
			P.		回答	年度		如(H31 難病 (略)	選別 難病	合計	割合		回答	年度		((H31 難病 略)	難病	合計	割合		回答総数に誤りがあったた
			1		(略)								(略)								め訂正。
			9		総数	H26		•••	<u>59</u>	<u>672</u>			総数	H26		•••	<u>73</u>	<u>686</u>			
					総剱	H31		•••	(54)	586			松级	H31		•••	(54)	586			
	<u> </u>	<u>i </u>										1_									<u> </u>

	対象	箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第	2	(1	素素	障がい等があることが原因で、差別的な扱いを	障がい等があることが原因で、差別的な扱いを	療育手帳所持者の「特に
2 章	ア	5	条 p _.	受けた経験を伺ったところ、「特にない」と答えた	受けた経験を伺ったところ、「特にない」と答えた	ない」の回答割合は「上が
障 が	ンケ	差別	2	人は、平成 26 年度の 55.0%から平成 31 年度は	人は、平成 26 年度の 55.0%から平成 31 年度は	って」いるのが正当である
い		や偏見	1	68.0%に増え、場面別に見ても、職場環境などの	68.0%に増え、場面別に見ても、職場環境などの	ため、これを訂正したうえ
のある	調査結果の要点	に		点で改善が見られました <u>が、「(1) 現在の生活で</u>	点で改善が見られました <u>。</u>	で、前後とのつながりを整
人	結果	つい		困っていること」で見たとおり、療育手帳所持者	療育手帳所持者でも、「特にない」と答えた人の	理。
の現状等	の要	て		では、「特にない」と答えた人の割合が下がってい	割合は増えましたが、「(1) 現在の生活で困って	
状等	点			<u>るなど、</u> 未だ多くの人が差別的な扱いを受けたと	いること」でも見たとおり、 未だ多くの人が差別	
				感じています。(略)	的な扱いを受けたと感じています。(略)	
第	資		肾	【 <u>あ/ア</u> 行】	【 <u>さ</u> 行】	計画本文中の表記に合
6 章	料 1		案 p _.	◆ICT(情報通信〔情報コミュニケーション〕技	◆情報コミュニケーション技術(ICT 技術)	わせて見出しを修正。
付	用語		7	術)	元来は「IT (Information Technology)」という	
付属資料	語の説		2	元来は「IT (Information Technology)」という	表現で「コンピューターによる情報処理やデータ	
料	説明			表現で「コンピューターによる情報処理やデータ	通信に関する技術」を総称していたが、現在では	
				通信に関する技術」を総称していたが、現在では	それに「コミュニケーション (Communication) …	
				それに「コミュニケーション (Communication) …	通信、意思の疎通」が加わり、「ICT」という表現	
				通信、意思の疎通」が加わり、「ICT」という表現	が用いられることが多くなっている。	
				が用いられることが多くなっている。		

	対象	:箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第 6 章	資 料 1	【さ行】		◆整備法 正式名称は「障害者制度改革推進本部等における検	(削除)	計画本文からの 用語削除に伴い削 除。
付属資料	用語の説明			討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に おいて障害者等の地域生活を支援するための関係法 律の整備に関する法律」で、平成22年12月10日に 公布され、同日および平成23年10月1日に一部が施 行され、平成24年4月1日までにすべて施行された。		が。
		【な/ナ行】	素案 p. 72	◆難病 ①原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある疾病、②経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のこと。(*厚労省「難病対策要綱」での定義)	◆難病 ①原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある疾病、②経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のこと(厚生労働省「難病対策要綱」(昭和47年策定)での定義)。平成27年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義され、平成30年4月現在で331疾病が指定されている。	法律施行により国の制度が大きく変わったため、現行法の定義と指定疾病数を追記。

対象箇所				現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第6章 付属資料	資料1 用語の説明	【な/ナ行】	素案p.73	◆日常生活自立支援事業 <u>(地域福祉権利擁護事業)</u> 利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉 サービスの利用援助(情報提供、助言、手続きの援 助など)や日常的な金銭管理などのサービスを受け ることができる制度。「成年後見制度」の補完的な 性格を持つ。	◆日常生活自立支援事業 利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助(情報提供、助言、手続きの援助など)や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。	括弧書きの「地域福祉権利擁護事業」は、平成19年3月以前の旧事業名であり、改称から10年以上が経過しているため削除。
		【は/ハ行】	素案 p. 73	◆法定雇用率 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて 民間企業・地方公共団体等に対して定められた、障 害のある人の雇用割合のこと。一般の民間企業(常 用労働者数50人以上の企業)は2.0%、国・地方公 共団体は2.3%に相当する数以上の障害のある人を 雇用することが義務づけられている。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中間見直し版開始時点の法定雇用率に更新。

対象箇所	現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
全 体	(例)		「障害」の「害」の字につい
	「障害のある人」・・・・・・・・・・・	→ 「障がいのある人」	て、本市の表記方針(計画書目
第 1	「障害福祉施策」・・・・・・・・・・・	→ 「障がい福祉施策」	次ページの下部に記載)に沿
章 \$	「○○障害」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	→ 「○○障がい」	い、計画全体を通じて、可能な
章 ~ 第 6 章	「○○障害者」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	→ 「○○障がい者」	限りひらがなでの表記に修
章	·····································		正。
	法令名		(法令名・制度名・組織名その
	「障害者基本法」		他の固有名詞や他文献からの
	「障害者総合支援法」		引用などは従来どおり漢字表
	制度等名		記としています。)
	「障害者計画」		
	「障害福祉計画」		
	「身体障害者手帳」	→ (変更なし)	
	「精神障害者保健福祉手帳」		
	「障害福祉サービス」		
	組織名		
	「障害者支援センター」		
	「障害者地域活動支援センター」		
	「千葉県発達障害者支援センター」		